

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集2021-03号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 札幌市長 秋元 克広			(所在地) 札幌市中央区北1条西2丁目			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	札幌市西区小別沢	185	122	51	畑	0.09	カラマツ	71	2021. 6. 14	2031. 5. 31 まで	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	札幌市西区小別沢	185	122	51	畑	0.09	カラマツ	71				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 札幌市長 秋元 克広

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上)

この計画の同意を証するため本書5通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有する。

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施する。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。乙が同意しない場合があり、その場合は乙から甲に対してその理由を説明する。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（2）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため等、経営管理に必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（2）、（9）に掲げる事項の実施のため等、経営管理に必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。ただし、森林作業道等を設置し、当該森林作業道が不要となった場合や、当面の間利用の予定がない場合等は、それを放置し森林に戻すことなども可能とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について、その樹木が対象となる場合は森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について、その樹木が対象となる場合は森林保険を付保ことができ、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を徴収し、経営管理が適切に施されるように経営管理実施権者を指導、監督するものとする。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 札幌市西区小別沢	185	122	51	<p><経営管理実施権が設定される場合> 経営管理実施権者が以下のとおり経営管理を行うものとする。</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>① 木材生産と環境保全の両立を図り、森林の多面的機能を持続的に維持・増加させ、人や地域・社会とのつながりを大切にする森づくり（人と自然が共生する里山づくり）を行うものとする。</p> <p>② 乙の里山活性化推進事業と連携するとともに、小別沢地域への貢献に努めるものとする。</p> <p>③ 森林整備に当たっては、札幌市森林整備計画に適合し、森林の有する多面的機能の維持増進に努めるものとする。</p> <p>(2) 市民対応</p> <p>① 森林所有者及び地域住民（小別沢町内会）、周囲の地権者等、利害関係者を対象として、森林整備の計画や状況に関する説明会を年3回以上（例：整備前、整備中、整備後）開催するものとし、このうち1回以上は、現地見学会を含むものとする。また、作業の開始・終了等をチラシで周知するなど、適宜、情報提供に努めるものとする。</p> <p>② 近隣に農地や住宅等があること、及び森林内に登山道（自然歩道等）があり利用者がいることに十分配慮するものとする。また、問い合わせや要望等があった場合は、誠意を持って対応するものとする。</p> <p>(3) 事業計画</p> <p>① 経営管理実施権の設定を受けた後速やかに、その存続期間を対象とする事業計画書（経営の目標や方針、ロードマップ等を定める長期計画）を作成し、事前に協議した上で、乙に提出するものとする。 また、事業計画書は5年ごとに見直しを行い、同様に提出するものとする。</p> <p>② 毎年3月末までに、翌年度の施業予定範囲の現況調査を行い、単年度分の実施計画書（作業の内容や位置、作業・連絡体制、収支見込み等）を作成し、事前に協議した上で、乙に提出するものとする。</p> <p>(4) 報告書 毎年3月末までに、当年度の実施報告書（作業の内容や位置、収支結果のほか、経営管理実施配分計画に記載された事項が適切に履行されていることが確認できる内容とする）を作成し、事前に協議した上で、乙に提出するものとする。</p> <p>(5) 境界 作業可能な範囲は、境界の目安として乙が指定する位置から10m以上内側の範囲とする。やむを得ず、10m以内の範囲において作業を行う場合は、位置や作業内容、理由等を明確化し、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。</p> <p>(6) 農地・登山道</p> <p>① 森林作業道の整備にあたっては、農地との間に十分な緩衝帯を設けるものとし、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。</p> <p>② 登山道（自然歩道等）を分断又は活用して森林作業道を作設する場合のほか、周辺で作業を行う場合は、必要な安全対策・管理体制を講じるとともに、登山道（自然歩道等）が従来通りの利用が可能な状態に復帰させるものとし、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。</p> <p>(7) 作業路網</p> <p>① 作設する作業路網の規格は森林作業道のみとする。幅員は2.5m以下とし、北海道が定める「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」及び「森林作業道作設指針」を遵守するものとする。作業の安全性、作業性の確保の観点から拡幅する場合は、位置や仕様、理由等を明確化させ、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。</p> <p>② 山土場を整備する場合は、周囲の環境に十分配慮した上で必要最低限の規模とし、位置や仕様等を明確化させ、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。</p>

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	札幌市西区小別沢	185	122	51

(8) 伐木

- ① 人工林がある場合、人工林と天然林を一体的に整備（間伐）するものとする。
- ② 間伐を行うものとし、皆伐は行わないものとする。対象木の選定にあたっては、樹種の多様化や複層林化、大径木・将来木の保存の観点を重視するものとする。間伐材は基本的に搬出するものとする。
- ③ 1回の間伐における伐採率は、基本的に本数率で20%以下、材積率で25%以下とし、現状の立木密度や樹冠疎密度が疎な場合は低く設定するほか、森林作業道作設による伐開の影響も考慮すること。作業の際は、損傷木の発生を極力抑えるほか、使用するベースマシンの機械幅は2.0m以下とする。
- ④ ツル切りや下刈り、風倒木処理等の保育・景観向上に係る作業を実施するよう努めるものとする。

(9) 木材販売
産出した木材は、道内で加工・消費されるよう努めるものとし（地材地消）、特に、市内企業・団体との連携や市内での木材消費について積極的に検討するものとする。

(10) 管理

- ① 注意看板の設置・管理など、必要な安全対策・管理体制を講じるものとする
- ② 冬期間を除き、月に1回以上の巡視を実施するものとする。巡視は、森林作業道や既存の登山道（自然歩道等）からの目視を基本とする。なお、巡視の際、森林の病虫獣害等の状況にも注視すること。
- ③ 乙が設置する林道ゲートがある場合、林道ゲートを管理するものとし（修繕を除く）、破損等の異常を発見した場合は、速やかに乙に報告するものとする。
- ④ 毎年1回以上のリスクアセスメントを実施する等、林業労働災害防止策を講じ安全管理に努めるものとする。

(11) 普及啓発

- ① 施業現場の見学受入など、林業の普及啓発活動の実施又は協力を努めるものとする。
- ② 森林環境教育やレクリエーションなど、第三者によって森林の多面的機能の発揮や普及啓発に関する活動が行われる場合は、協力を努めるものとする。

(12) その他
その他、本計画に定められていない事項については、乙との協議によって決めるものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合>
乙が、経営管理実施権が設定される場合の経営管理の内容に準じた経営管理を行うものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
① 札幌市西区小別沢	185	122	51	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費のほか、その他経営管理に要する必要経費（森林調査、森林作業道整備、説明会開催等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費のほか、その他経営管理に要する必要経費（森林調査、森林作業道作設、説明会開催等）については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし、甲と乙が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>○ 森林保険を付保する場合、森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者は、甲と乙が認めた場合、木材の販売収益から、将来的な森林作業道の整備費その他経営管理に要する経費を差し引き、甲からの預り金として管理することができる。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回り、木材の販売による収益の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。ただし、甲と乙が認めた場合は、この限りではない。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

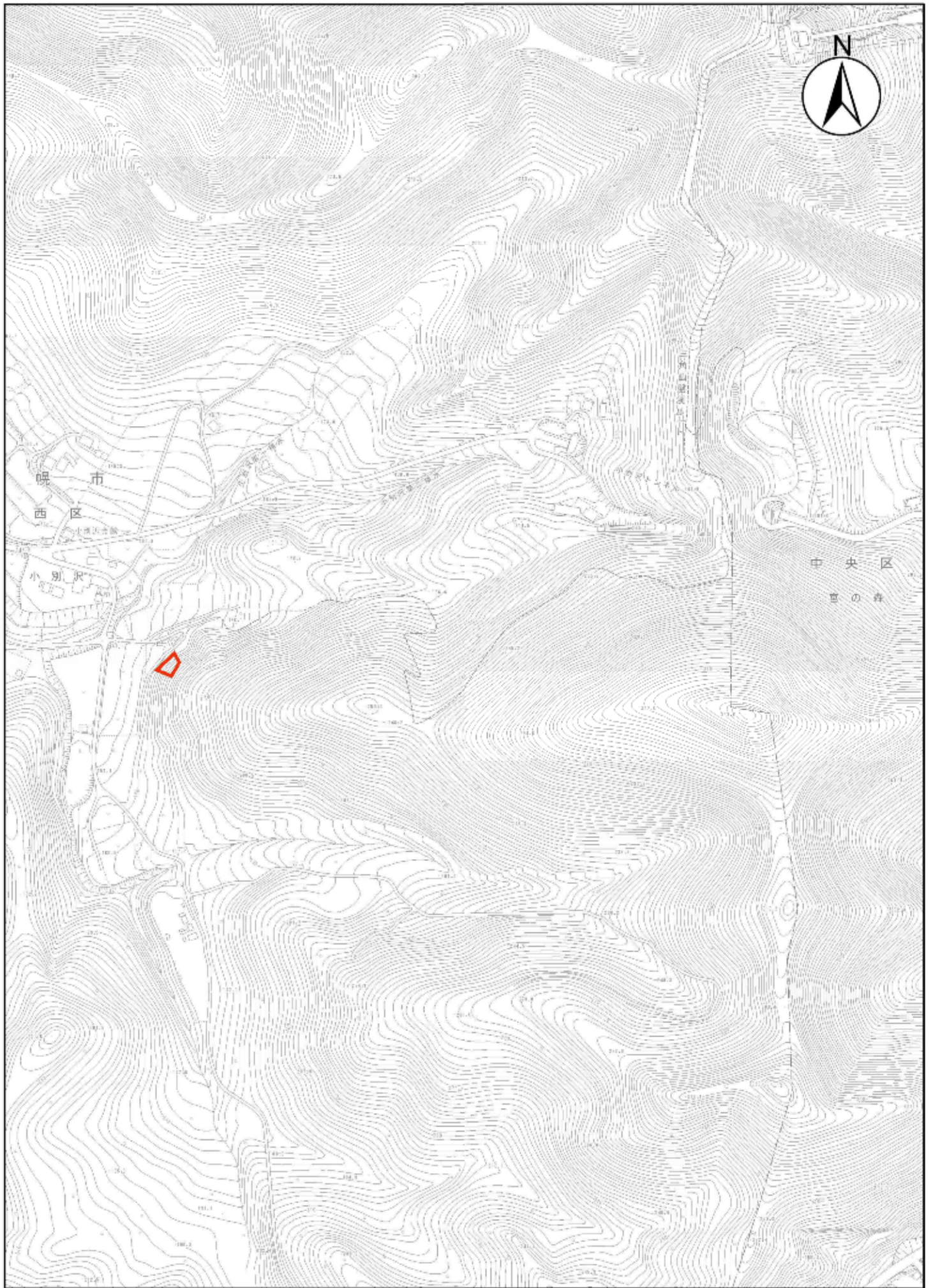
(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



位置図 集2021-03号

